調査に関する事前評価済（H24）

平成２５年度　公共事業事前評価調書（簡易型）

１．事業評価説明シート

（区分）　国補・県単

事業名	道路事業[広域連携道路修繕事業（国補）]	事業箇所	南巨摩郡身延町身延	地区名	（一）身延線	事業主体	山　梨　県

（１）事業概要

①課題・背景

身延山久遠寺周辺は、本県にとって重要な観光資源であり、中部横断自動車道の全線開通を控え更なる基盤整備や環境整備が必要となっている。平成21年5月の「五重塔建立」以降、久遠寺への来訪者は増加しているものの、門内商店街への客足は年々減少しており、久遠寺と一体となった観光・景観資源としての魅力を失いつつある。

久遠寺に通じる本路線の電線類の地中化を行うとともに、町でも景観形成モデル事業に取り組み、門前町として沿線商店街の魅力向上を図るものである。

□主要目標　○道路景観の向上

・主要観光地　観光入り込み客数：約１１１.６万人＞70万人/年以上※
・景観形成に取り組んでいる地域：有
（風致地区、景観重要公共施設（H25景観計画策定：身延町））
※評価基準値

□副次目標

□副次効果　○良好な景観の創出（電線類の地中化）

（２）整備内容と整備量

①整備内容

電線共同溝　Ｌ＝１３０ｍ

②整備期間　平成２５年度～平成２８年度

③総事業費　約１２０百万円（国費５４百万円（４．５/１０）
県費６６百万円（５．５/１０））

④全体計画

	（年度別整備内容）	（事業費）
平成２５年度	電線共同溝詳細設計、用地調査	１０百万円
平成２６年度	用地補償、建物移転補償、附帯工作物補償	４０百万円
平成２７年度	ﾎﾞｯｸｽｶﾙﾊﾞｰﾄ工事、電線共同溝工事	４０百万円
平成２８年度	電線共同溝工事	３０百万円

⑤既整備内容・期間・事業費

なし

（３）事業の妥当性評価

	妥当	妥当でない
①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か）	○	
・一般通行の用に供する県道で、極めて公共性が高い。		
②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか）	○	
・道路法第１５条の規定により県が実施すべき事業である。		
③経済妥当性		
・電線共同溝事業であり、費用便益比の算出規定がないため不算出。		
④事業実施・規模の妥当性	○	
・第6次無電柱化計画に位置付けられており、現地の状況に即した事業規模である。		
⑤整備手法の有効性	○	
・事業費が最も経済的な電線共同溝方式を採用		
⑥環境負荷への配慮	○	
・電線類地中化による環境への負荷はない。		
⑦事業計画の熟度	○	
・電線管理者との施工に関する協議済み。		
総 合 評 価　［貢献度ランク：ａ］	○	

【事業位置図等】

2．添付資料シート

①起点（三門側）より

横断図（A-A）

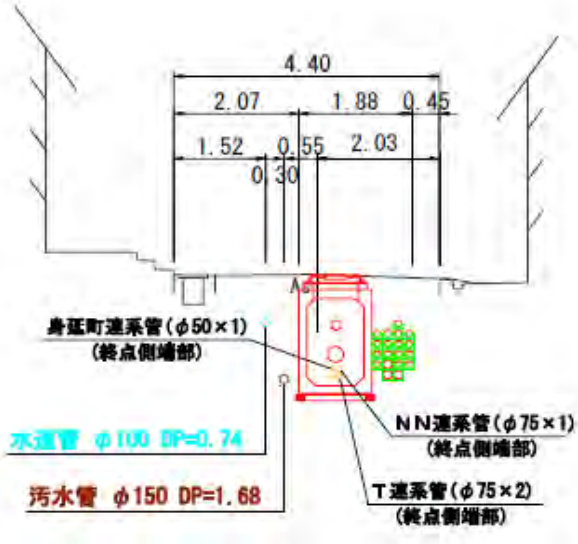

②終点（県道交差点）より